

各位

堺市 宅地安全課

都市計画法第36条第3項に基づく等の公告の電子化について（お知らせ）

これまで、都市計画法第36条第2項の検査済証の発行と同第3項の公告を同日にりましたが、7月より、電子公告となり、検査済証の発行後2週間程度のちの公告となります。

建築確認申請（調査報告書等）への経由につきましては、これまで通り検査済証の交付を以って行いますので、変更はありません。

しかし、その後に建築確認済証が交付されても、都市計画法の建築制限は、公告がないと解除されませんので、建築工事着手にあたっては本市ホームページでの確認をお願いします。

また、建築基準法に基づく公告も同様に電子公告に移行します。

